

むつ市ふるさと納税寄附金基金条例施行規則

平成27年3月25日公布

むつ市規則第31号

(設置)

第1条 この規則は、むつ市ふるさと納税寄附金基金条例（平成27年むつ市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の処分に係る事業)

第2条 条例第5条第1号の事業は、次のとおりとする。

- (1) ジオパーク推進事業
- (2) 安心して暮らせるまちづくり推進事業
- (3) 次代を担う子どもたちのひとづくり事業
- (4) 産業振興の促進事業

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。